

愛媛県文化財保護条例（昭和32年3月29日条例第11号）の一部改正

第1条に係る部分

新	旧
<p>（目的） 第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定に基づき、愛媛県（以下「県」という。）の区域内に存する文化財（法の規定により指定されたものを除く。）について、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて県民の文化的向上に資することを目的とする。</p> <p>（定義） 第2条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいい、その用語の意義は当該各号に定めるところによる。・</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 民俗文化財 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないものをいう。</p> <p>(4) 省略</p> <p>（設置） 第5条 法第190条第1項の規定に基づき、教育委員会に愛媛県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p>	<p>（目的） 第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第98条第2項の規定に基づき、愛媛県（以下「県」という。）の区域内に存する文化財（法の規定により指定されたものを除く。）について、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて県民の文化的向上に資することを目的とする。</p> <p>（定義） 第2条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいい、その用語の意義は当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 民俗文化財 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないものをいう。</p> <p>(4) 省略</p> <p>（設置） 第5条 法第105条第1項の規定に基づき、教育委員会に愛媛県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p>

○愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和48年10月12日条例第38号）の一部改正

第2条に係る部分

新	旧
<p>（適用除外） 第3条 次の各号に掲げる行為については、前条第1項の規定による許可を受け、又は同条第3項の規定による協議をすることを要しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ</p>	<p>（適用除外） 第3条 次の各号に掲げる行為については、前条第1項の規定による許可を受け、又は同条第3項の規定による協議をすることを要しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ</p>

新	旧
<p>はじめ、知事にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1)～(30) 省略</p> <p>(31) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為</p> <p>(32)～(34) 省略</p>	<p>はじめ、知事にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1)～(30) 省略</p> <p>(31) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第56条の10第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第57条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第69条第1項の規定により指定され、若しくは同法第70条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為</p> <p>(32)～(34) 省略</p>